

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 特 許 公 報(B2)

(11) 特許番号

特許第5410312号
(P5410312)

(45) 発行日 平成26年2月5日(2014.2.5)

(24) 登録日 平成25年11月15日(2013.11.15)

(51) Int. Cl. F 1
B 6 2 B 7/08 (2006.01) B 6 2 B 7/08
B 6 2 B 9/20 (2006.01) B 6 2 B 9/20

請求項の数 7 (全 14 頁)

(21) 出願番号	特願2010-12439 (P2010-12439)	(73) 特許権者	391003912 コンビ株式会社
(22) 出願日	平成22年1月22日 (2010.1.22)		東京都台東区元浅草2丁目6番7号
(65) 公開番号	特開2011-148449 (P2011-148449A)	(74) 代理人	100117787 弁理士 勝沼 宏仁
(43) 公開日	平成23年8月4日 (2011.8.4)	(74) 代理人	100091982 弁理士 永井 浩之
審査請求日	平成25年1月21日 (2013.1.21)	(74) 代理人	100096895 弁理士 岡田 淳平
		(74) 代理人	100107537 弁理士 磯貝 克臣
		(74) 代理人	100127465 弁理士 堀田 幸裕

最終頁に続く

(54) 【発明の名称】 折り畳み可能なベビーカー

(57) 【特許請求の範囲】

【請求項 1】

フレーム部材と、前記フレーム部材に回動可能に接続されたアームレストと、前記アームレストに回動可能に接続された前脚および後脚と、を有し、展開状態から折り畳み状態へ折り畳み可能なベビーカー本体と、

第1位置と第2位置との間を揺動可能に前記ベビーカー本体に接続されたハンドルと、

前記ハンドル上に設けられた摺動部材であって、前記ベビーカー本体に設けられた係合部と係合して前記ハンドルの前記第2位置からの揺動を規制する係合位置と、前記係合部との係合が解除され前記ハンドルの前記第2位置からの揺動を可能にする解除位置と、の間を前記ハンドルに対して摺動可能な摺動部材と、

前記アームレストから突出した突出部材と、を備え、

前記突出部材は、前記ベビーカー本体が前記展開状態にある場合、前記摺動部材の前記係合位置から前記解除位置までの移動経路外に配置され、当該摺動部材の前記係合位置から前記解除位置までの移動を可能にし、

前記突出部材は、前記ハンドルが前記第2位置に配置された状態で前記ベビーカー本体が折り畳まれ当該ベビーカー本体が前記折り畳み状態にある場合、前記摺動部材の前記係合位置から前記解除位置までの移動経路内に配置され、前記摺動部材の前記係合位置から前記解除位置までの移動を規制する、

ことを特徴とする折り畳み可能なベビーカー。

【請求項 2】

前記突出部材は、前記アームレストと前記フレーム部材との回動中心を挟み前記アームレストの長手方向において前記前脚および後脚が接続されている側とは反対の側における前記アームレスト上の位置に、設けられている、
ことを特徴とする請求項 1 に記載の折り畳み可能なベビーカー。

【請求項 3】

前記突出部材は、前記ハンドルが前記第 2 位置に配置された状態で前記ベビーカー本体が折り畳まれて当該ベビーカー本体が前記折り畳み状態にある場合に、前記係合位置に位置する前記摺動部材に対向する板状部と、前記板状部に接続されたリブ部と、を有する、
ことを特徴とする請求項 1 または 2 に記載の折り畳み可能なベビーカー。

【請求項 4】

前記板状部は、前記ハンドルが前記第 2 位置に配置された状態で前記ベビーカー本体が折り畳まれて当該ベビーカー本体が前記折り畳み状態にある場合における前記摺動部材の前記係合位置から前記解除位置へ向けた移動方向に略直交する方向に延び、

前記リブ部は、前記ハンドルが前記第 2 位置に配置された状態で前記ベビーカー本体が折り畳まれて当該ベビーカー本体が前記折り畳み状態にある場合における前記摺動部材の前記係合位置から前記解除位置へ向けた移動方向と略平行に延びる、
ことを特徴とする請求項 3 に記載の折り畳み可能なベビーカー。

【請求項 5】

前記ハンドルが前記第 2 位置上に配置された状態で前記ハンドル上の前記摺動部材と係合する前記係合部は、前記ベビーカー本体の前記フレーム部材上に配置されており、

前記ベビーカー本体の折り畳み動作中、前記ハンドルの前記フレーム部材に対する相対位置が一定に保持されながら、前記フレーム部材に対して前記アームレストが回動する、
ことを特徴とする請求項 1 ~ 4 のいずれか一項に記載の折り畳み可能なベビーカー。

【請求項 6】

前記ベビーカー本体は、前記後脚および前記フレーム部材のそれぞれに回動可能に接続され前記後脚および前記フレーム部材を連結する連結ブラケットと、をさらに有し、

前記ハンドルは、前記フレーム部材と前記連結ブラケットとの回動軸線と同一の軸線を中心として、前記ベビーカー本体に揺動可能となっている、
ことを特徴とする請求項 1 ~ 5 のいずれか一項に記載の折り畳み可能なベビーカー。

【請求項 7】

前記ハンドルが前記第 1 位置に配置された状態で前記摺動部材と係合し得る更なる係合部が、さらに、前記ベビーカー本体に設けられ、

前記第 1 位置に配置された前記ハンドル上の前記摺動部材が前記更なる係合部と係合することにより、前記ハンドルの前記第 1 位置からの揺動が規制されるとともに、前記ベビーカー本体の折り畳み動作も規制される、
ことを特徴とする請求項 1 ~ 6 のいずれか一項に記載の折り畳み可能なベビーカー。

【発明の詳細な説明】

【技術分野】

【0001】

本発明は、ハンドルが第 1 位置と第 2 位置との間を揺動可能である折り畳み式ベビーカーに係り、とりわけ、折り畳み時における意図しないハンドルの揺動を防止することができるベビーカーに関する。

【背景技術】

【0002】

従来、乳幼児が進行方向の前方を向くようにして乳幼児を乗車させるベビーカーが公知である。さらに、昨今においては、例えば特許文献 1 に開示されているように、側面視において垂直軸よりも前方に傾斜する第 1 位置（対面押し位置）と、垂直軸よりも後方に傾斜する第 2 位置（背面押し位置）と、の間を揺動可能なハンドルを備えたベビーカーも広く利用に供されている。このようなベビーカーにおいてハンドルが第 2 位置にある場合、操作者（保護者）は、乳幼児の背面側からハンドルを把持し、乳幼児が進行方向の前方を

10

20

30

40

50

向くようにしてベビーカーを押し進ませることができる。一方、ハンドルが第1位置にある場合、操作者は、乳幼児に対面する前脚側の位置からハンドルを把持し、乳幼児の様子を観察しながら、後脚側が進行方向の前方となるようにしてベビーカーを押し進ませることができる。

【0003】

また、今日使用にされているベビーカーのほとんどは、折り畳み可能となっている。特許文献1に開示されたベビーカーのように、多くのベビーカーは、側面視において前脚とハンドルとが接近するように、折り畳み可能に構成されている。これにより、折り畳まれたベビーカーの前後方向における寸法を小さくすることが可能となる。

【先行技術文献】

【特許文献】

【0004】

【特許文献1】特開2005-096590号公報

【発明の概要】

【発明が解決しようとする課題】

【0005】

特許文献1に開示されたベビーカーでは、ハンドルに設けられた摺動可能な係止フックが、ベビーカー本体に設けられた係止突起と係合することにより、ハンドルが第1位置または第2位置に固定されるようになっている。この係止フックは、ベビーカーが前後方向に折り畳まれた状態においても、ハンドルに対して摺動可能となっている。このため、係止フックを誤動作させてしまった場合、ハンドルが、前後方向に折り畳まれた状態にあるベビーカー本体から、自由に揺動することができるようになる。

【0006】

このような問題を取り扱うため、特許文献1では、ハンドルのベビーカー本体に対する枢着位置に回動規制部を設け、ハンドルの揺動範囲を制限するようになっている。また、特許文献1の段落0011に開示されているように、折り畳み状態において揺動しようとするハンドルに当接してハンドルの揺動を規制するため、特別な部材をベビーカー本体に設けたり、他の目的で存在する部材の形状を大きくしたりすることが試みられている。このように種々の試みが行われてきたが、折り畳み状態にあるベビーカー本体に対するハンドルの揺動を、さらに確実に防止することができれば、非常に好ましい。

【0007】

本発明はこのような点を考慮してなされたものであって、折り畳み状態にあるベビーカー本体に対するハンドルの揺動をより確実に防止することができるベビーカーを提供することを目的とする。

【課題を解決するための手段】

【0008】

本発明の一態様によるベビーカーは、

フレーム部材と、前記フレーム部材に回動可能に接続されたアームレストと、前記アームレストに回動可能に接続された前脚および後脚と、を有し、展開状態から折り畳み状態へ折り畳み可能なベビーカー本体と、

第1位置と第2位置との間を揺動可能に前記ベビーカー本体に接続されたハンドルと、

前記ハンドル上に設けられた摺動部材であって、前記ベビーカー本体に設けられた係合部と係合して前記ハンドルの前記第2位置からの揺動を規制する係合位置と、前記係合部との係合が解除され前記ハンドルの前記第2位置からの揺動を可能にする解除位置と、の間を前記ハンドルに対して摺動可能な摺動部材と、

前記アームレストから突出した突出部材と、を備え、

前記突出部材は、前記ベビーカー本体が前記展開状態にある場合、前記摺動部材の前記係合位置から前記解除位置までの移動経路外に配置され、当該摺動部材の前記係合位置から前記解除位置までの移動を可能にし、

前記突出部材は、前記ハンドルが前記第2位置に配置された状態で前記ベビーカー本体

10

20

30

40

50

が折り畳まれ当該ベビーカー本体が前記折り畳み状態にある場合、前記摺動部材の前記係合位置から前記解除位置までの移動経路内に配置され、前記摺動部材の前記係合位置から前記解除位置までの移動を規制する。

【0009】

本発明の一態様によるベビーカーにおいて、前記突出部材は、前記アームレストと前記フレーム部材との回動中心を挟み前記アームレストの長手方向において前記前脚および後脚が接続されている側とは反対の側における前記アームレスト上の位置に、設けられていてもよい。

【0010】

また、本発明の一態様によるベビーカーにおいて、前記突出部材は、前記ハンドルが前記第2位置に配置された状態で前記ベビーカー本体が折り畳まれて当該ベビーカー本体が前記折り畳み状態にある場合に、前記係合位置に位置する前記摺動部材に対向する板状部と、前記板状部に接続されたリブ部と、を有してもよい。

10

【0011】

さらに、本発明の一態様によるベビーカーにおいて、前記板状部は、前記ハンドルが前記第2位置に配置された状態で前記ベビーカー本体が折り畳まれて当該ベビーカー本体が前記折り畳み状態にある場合における前記摺動部材の前記係合位置から前記解除位置へ向けた移動方向に略直交する方向に延び、前記リブ部は、前記ハンドルが前記第2位置に配置された状態で前記ベビーカー本体が折り畳まれて当該ベビーカー本体が前記折り畳み状態にある場合における前記摺動部材の前記係合位置から前記解除位置へ向けた移動方向と略平行に延びるようにしてもよい。

20

【0012】

さらに、本発明の一態様によるベビーカーにおいて、前記ハンドルが前記第2位置上に配置された状態で前記ハンドル上の前記摺動部材と係合する前記係合部は、前記ベビーカー本体の前記フレーム部材上に配置されており、前記ベビーカー本体の折り畳み動作中、前記ハンドルの前記フレーム部材に対する相対位置が一定に保持されながら、前記フレーム部材に対して前記アームレストが回動するようにしてもよい。

【0013】

さらに、本発明の一態様によるベビーカーにおいて、前記ベビーカー本体は、前記後脚および前記フレーム部材のそれぞれに回動可能に接続され前記後脚および前記フレーム部材を連結する連結ブラケットと、をさらに有し、前記ハンドルは、前記フレーム部材と前記連結ブラケットとの回動軸線と同一の軸線を中心として、前記ベビーカー本体に揺動可能となってもよい。

30

【0014】

さらに、本発明の一態様によるベビーカーにおいて、前記ハンドルが前記第1位置に配置された状態で前記摺動部材と係合し得る更なる係合部が、さらに、前記ベビーカー本体に設けられ、前記第1位置に配置された前記ハンドル上の前記摺動部材が前記更なる係合部と係合することにより、前記ハンドルの前記第1位置からの揺動が規制されるとともに、前記ベビーカー本体の折り畳み動作も規制されてもよい。

【発明の効果】

40

【0015】

本発明によれば、突出部材が、折り畳み時に摺動部材の動作を規制することによって摺動部材の誤動作を防止するようになっている。したがって、ハンドル上に設けられた摺動部材とベビーカー本体に設けられた突出部材との構造的な係合により、折り畳まれた状態にあるベビーカー本体に対してハンドルが揺動してしまうことを効果的に防止することができる。

【図面の簡単な説明】

【0016】

【図1】図1は、本発明の一実施の形態におけるベビーカーの全体構成を説明するための斜視図である。

50

【図 2】図 2 は、ハンドルが第 2 位置（背面押し位置）に配置された状態のベビーカーを示す側面図である。

【図 3】図 3 は、ハンドルが第 1 位置（対面押し位置）に配置された状態のベビーカーを示す側面図である。

【図 4】図 4 は、前後方向に折り畳んだ状態のベビーカーを示す側面図である。

【図 5】図 5 は、図 4 の状態からさらに幅方向にも折り畳んだ状態のベビーカーを示す正面図である。

【図 6】図 6 は、ハンドルが第 2 位置に配置された展開状態にあるベビーカーのアームレストおよびフレーム部材を含む部分を、幅方向外方から示す部分斜視図である。

【図 7】図 7 は、突出部材の作用を説明するための図であって、ベビーカーのアームレストおよびフレーム部材を含む部分を、幅方向外方から示す側面図である。

【図 8】図 8 は、折り畳み状態にあるベビーカーを示す部分斜視図である。

【発明を実施するための形態】

【0017】

図 1 ~ 図 8 は本発明によるベビーカーの一実施の形態を説明するための図である。このうち、図 1 ~ 図 5 には、ベビーカーの全体構成が示されている。図 1 ~ 図 5 に示すように、本実施の形態におけるベビーカー 10 は、フレーム部材 26 と、フレーム部材 26 に回動可能に接続されたアームレスト 28 と、アームレスト 28 に回動可能に接続された前脚 22 および後脚 24 と、を有するベビーカー本体 20 と、ベビーカー本体 20 に揺動可能に連結されたハンドル 50 と、を備えている。また、ベビーカー本体 20 の前脚 22 の下端には、前輪 23 が回転可能に支持されており、ベビーカー本体 20 の後脚 24 の下端には、後輪 25 が回転可能に支持されている。

【0018】

なお、本実施の形態において、ベビーカー 10 は、広く普及しているように（例えば、特開 2005 - 096590 号公報）、折り畳み可能に構成されている。また、本実施の形態のベビーカー 10 においては、ハンドル 50 をベビーカー本体 20 に対して揺動させることにより、操作者（保護者）が乳幼児の背面側からハンドル 50 を把持してベビーカー 10 を操縦し、乳幼児が進行方向の前方を向くようにしてベビーカー 10 を走行させること、並びに、操作者が乳幼児に対面する前脚側の位置からハンドル 50 を把持してベビーカー 10 を操縦し、ベビーカー 10 の後脚側が進行方向の前方となるようにしてベビーカー 10 を走行させること、の両方が可能となっている。

【0019】

ここで、本明細書中において、ベビーカーに対する「前」、「後」、「上」、「下」、「前後方向」、および「上下方向」の用語は、特に指示がない場合、展開状態にあるベビーカー 10 に乗車する乳幼児を基準とした「前」、「後」、「上」、「下」、「前後方向」、および「上下方向」を意味する。さらに詳しくは、ベビーカー 10 の「前後方向」とは、図 1 における紙面の左下と右上とを結ぶ方向であって、図 2 および図 3 における紙面の左右の方向に相当する。そして、特に指示がない限り、「前」とは、乗車した乳幼児が向く側であり、図 1 における紙面の左下側並びに図 2 および図 3 における紙面の左側がベビーカー 10 の前側となる。一方、ベビーカー 10 の「上下方向」とは前後方向に直交するとともに接地面に直交する方向である。したがって、接地面が水平面である場合、「上下方向」とは垂直方向をさす。また、「横方向」とは幅方向であって、「前後方向」および「上下方向」のいずれにも直交する方向である。

【0020】

まず、ベビーカーの全体構成から説明する。図 1 に示すように、本実施の形態におけるベビーカー 10 は、全体的に、前後方向に沿った横方向中心面を中心として概ね対称な構成となっている。図 1 ~ 図 3 に示すように、本実施の形態におけるベビーカー本体 20 は、それぞれ左右に配置された一対の前脚 22 と、それぞれ左右に配置された一対の後脚 24 と、それぞれ左右に配置された一対のアームレスト 28 と、それぞれ左右に配置された一対のフレーム部材 26 と、を有している。

【 0 0 2 1 】

前脚 2 2 の上端部分は、対応する側（左側または右側）に配置されたアームレスト 2 8 の前方部分に回動可能（揺動可能）に接続されている。同様に、後脚 2 4 の上端部分が、対応する側（左側または右側）に配置されたアームレスト 2 8 の前方部分に回動可能（揺動可能）に接続されている。また、フレーム部材 2 6 の上端部分が、対応する側（左側または右側）に配置されたアームレスト 2 8 に回動可能（揺動可能）に接続されている。

【 0 0 2 2 】

ベビーカー本体 2 0 は、左前脚 2 2 と左フレーム部材 2 6 とを連結する左側方連結部材 3 2、および、右前脚 2 2 と右フレーム部材 2 6 とを連結する右側方連結部材 3 2 をさらに有している。各側方連結部材 3 2 は、その前方部分を前脚 2 2 の中間部分に回動可能に接続され、その後方部分をフレーム部材 2 6 の下方部分に回動可能に接続されている。また、ベビーカー本体 2 0 は、左後脚 2 4 と左フレーム部材 2 6 とを連結する左連結ブラケット 3 4、および、右後脚 2 4 と右フレーム部材 2 6 とを連結する右連結ブラケット 3 4 と、をさらに有している。各連結ブラケット 3 4 は、その一部分において後脚 2 4 の中間部分に回動可能（揺動可能）に接続され、他の部分においてフレーム部材 2 6 の下方部分に回動可能に接続されている。

【 0 0 2 3 】

さらに、本実施の形態におけるベビーカー 1 0 は、横方向に延びる構成要素として、一对の前脚 2 2 間を連結するフットレスト（前側連結バー）3 8 と、一对の側方連結部材 3 2 を連結する上側連結バー 3 6 と、一对の後脚 2 4 間を連結する後側連結バー 4 0 と、を有している。上側連結バー 3 6、フットレスト 3 8 および後側連結バー 4 0 は、それぞれ、幅方向に沿って離間した一对のヒンジ 3 6 a, 3 6 b, 3 8 a, 3 8 b, 4 0 a, 4 0 b 有している（図 1 および図 5 参照）。また、一对のアームレスト 2 8 間に屈曲可能なガード部材 4 2 が取り外し可能に設けられている。

【 0 0 2 4 】

このような構成からなるベビーカー本体 2 0 に対し、ハンドル 5 0 が揺動可能に接続されている。図 1 に示すように、本実施の形態において、ハンドル 5 0 は、互いに略平行に延びる略直線状の一对の直線部 5 1 と、一对の直線部 5 1 間を連結する中間部 5 2 と、を含み、全体として略 U 字状の形状を有している。ハンドル 5 0 は、U 字の両端部分に対応する側の連結ブラケット 3 4 に回動可能（揺動可能）に接続されている。なお、ハンドル 5 0 の連結ブラケット 3 4 に対する回動軸線（揺動中心）O 1 は、連結ブラケット 3 4 とフレーム部材 2 6 との回動軸線 O 1、および、フレーム部材 2 6 と側方連結部材 3 2 との回動軸線 O 1 と一致している。このような構成により、図 2 および図 3 に示すように、ハンドル 5 0 が、ベビーカー本体 2 0 に対して揺動し、ハンドル 5 0 の直線部 5 1 はアームレスト 2 8 の側方をアームレスト 2 8 に沿って移動するようになる。なお、ハンドル 5 0 の中間部 5 2 には、幅方向に離間して配置された一对のヒンジ 5 0 a, 5 0 b が設けられており、屈曲可能となっている。

【 0 0 2 5 】

アームレスト 2 8 の側方を移動可能なハンドル 5 0 の一对の直線部 5 1 上には、直線部 5 1 に対して摺動可能な摺動部材 6 0 が、それぞれ設けられている。各摺動部材 6 0 は、ハンドル 5 0 の対応する直線部 5 1 上において、直線部 5 1 内に設けられたバネ（図示せず）により、下方（U 字の端部の方）に向けて付勢されている。

【 0 0 2 6 】

一方、図 2 および図 3 に示すように、ベビーカー本体 2 0 には、一对の摺動部材 6 0 とそれぞれ係合してハンドル 5 0 の回動を規制する一对の第 1 係合部（第 1 係合突起）3 0 a および一对の第 2 係合部（第 2 係合突起）3 0 b が、設けられている。第 1 係合部 3 0 a は、アームレスト 2 8 に設けられ、アームレスト 2 8 から幅方向外方へ向けて突出している。第 2 係合部 3 0 b は、フレーム部材 2 6 に設けられ、フレーム部材 2 6 から幅方向外方へ向けて突出している。図 7 に示すように、摺動部材 6 0 は、幅方向内方に開口し係合部 3 0 a, 3 0 b を収容し得る収容部 6 1 を有している。この収容部 6 1 は下方に向け

10

20

30

40

50

ても開口している。このため、ハンドル50が所定の位置に配置された状態で摺動部材60を、図示しないバネの付勢力に抗して、上方に摺動させることにより、摺動部材60と係合部材30a, 30bとの係合を解除することができる。また逆に、摺動部材60を下方に摺動させて収容部61によって係合部材30a, 30bを上方から覆うことにより、摺動部材60と係合部材30a, 30bとを係合させることができる。

【0027】

前方に設けられた第1係合突起30aと摺動部材60とが係合し互いに係止されることにより、図3に示すように、ハンドル50が第1位置(対面押し位置)に固定される。ハンドル50が第1位置に固定された場合、ハンドル50は、側面視において垂直軸に沿うようにして回動軸線(揺動中心)O1上に倒立した位置(図3における一点鎖線の位置)からベビーカー10の前方に傾いた状態(前脚側に傾斜した状態)となり、後脚24と略平行に延びる。そして、操作者は、乳幼児に対面するベビーカー10の前脚側の位置からハンドル50を把持し、乳幼児の様子を見ながら、ベビーカー10を押し進めることができる。このとき、ベビーカー10の後脚側が、進行方向前方となる。

10

【0028】

一方、後方に設けられた係合突起30bと摺動部材60とが係合し互いに係止されることにより、図2に示すように、ハンドル50が第2位置(背面押し位置)に固定される。ハンドル50が第2位置に固定された場合、ハンドル50は、側面視において垂直軸に沿うようにして回動軸線(揺動中心)O1上に倒立した位置(図2における一点鎖線の位置)からベビーカー10の後方に傾いた状態(後脚側に傾斜した状態)となり、フレーム部材26と略平行に延びる。そして、操作者は、乳幼児の背面側となるベビーカー10の後脚側の位置からハンドル50を把持し、乳幼児が進行方向の前方を向くようにしてベビーカー10を押し進ませることができる。このとき、ベビーカー10の前脚側が、進行方向前方となる。

20

【0029】

なお、図6によく示されているように、ハンドル50には、その直線部51から幅方向内方に向けて突出する規制突起53が設けられている。一方、ベビーカー本体20には、この規制突起53と接触して、ハンドル50のベビーカー本体20に対する揺動可能な範囲を画成する規制部材31a, 31bが設けられている。図6に示すように、第1規制部材31aは第1係合部30aの近傍に配置され、ハンドル50が、第2位置の側から第1位置を越えてさらにベビーカー本体20に対して揺動することを規制する。一方、第2規制部材31bは第2係合部30bの近傍に配置され、ハンドル50が、第1位置の側から第2位置を越えてさらにベビーカー本体20に対して揺動することを規制する。このため、展開状態にあるベビーカー10において、ハンドル50は、図3に示された第1位置と図2に示された第2位置との間の範囲のみに位置するようになっている。

30

【0030】

また、ハンドル50は、その直線部51上に摺動可能に設けられた操作部材55と、その中間部52上に設けられ操作部材55を遠隔操作可能な遠隔操作装置57と、を有している。この操作部材55は、図示しないバネにより下方(ハンドルによってなされるU字の端部の方)へ向けて付勢されている。そして、遠隔操作装置57を操作することにより、図示しないバネによる付勢に抗して、操作部材55を引き上げることができる。図6に示すように展開状態にあるベビーカー10においてハンドル50が第2位置に配置されると、ハンドル50上の操作部材55は、フレーム部材26上に摺動可能に設けられたロック解除部材27に下方から当接するようになる。フレーム部材26には、フレーム部材26を後脚24に対して固定して、ベビーカー10(ベビーカー本体20)を展開状態に維持するための係止機構(図示せず)が内蔵されている。そして、ロック解除部材27は上方に摺動することによって、フレーム材26を後脚24に対して固定する図示しない係止機構を解除するように構成されている。

40

【0031】

加えて、ベビーカー10は、ベビーカー本体20に回動可能に接続された背部枠70を

50

さらに有している。背部枠 70 は、ベビーカー本体 20 に回動可能の接続された一对の側部 71 と、一对の側部 71 の間を連結する連結部 72 と、を有している。側部 71 と連結部 72 との接続箇所には、ヒンジ 70 a , 70 b が形成されている。側部 71 のベビーカー本体 20 に対する回動軸線（揺動中心）は、ハンドル 50 のベビーカー本体 20 に対する回動軸線（揺動中心）、ブラケット 34 とフレーム部材 26 との回動軸線、および、フレーム部材 26 と側方連結部材 32 との回動軸線と一致している。

【0032】

また、図 2 および図 3 に二点鎖線で示すように、ベビーカー 10 は、ある程度の剛性を有した板状材と、板状材を覆う布材と、からなるシート 90 を、さらに有している。シート 90 の座部 91 は、上側連結バー 36 および側方連結部材 32 によって支持され、シート 80 の背部 92 は、フレーム部材 26 および背部枠 70 によって支持されている。なお、シートは、図 2 および図 3 において二点鎖線で示されており、その他の図面では省略されている。

10

【0033】

以上のような全体構成を有したベビーカー 10（ベビーカー本体 20）は、以下のようにして、各構成部材を互いに回動させることにより、折り畳むことができる。

【0034】

ハンドル 50 が第 1 位置に配置されている場合には、まず、ハンドル 50 をベビーカー本体 20 に対して揺動させて、ハンドル 50 を第 2 位置へ移動させる。ハンドル 50 が第 1 位置に配置され、ハンドル 50 上の摺動部材 60 がベビーカー本体 20 の第 1 係合部 30 a と係合している場合、ハンドル 50 によって、ベビーカー本体 20 の折り畳み動作が規制されるためである。したがって、ハンドル 50 が第 1 位置に配置されている場合には、ハンドル 50 上の摺動部材 60 を引き上げることによって、摺動部材 60 と第 1 係合部 30 a を解除する。この状態で、ハンドル 50 のベビーカー本体 20 に対して揺動させて、ハンドル 50 を第 2 位置へ移動させる。そして、第 2 位置に配置されたハンドル 50 上の摺動部材 60 とベビーカー本体 20 のフレーム部材 26 上の第 2 係合部 30 b との係合により、ハンドル 50 をベビーカー本体 20 に固定する。このとき、その下端においてフレーム部材 26 に揺動可能に接続されたハンドル 50 は、摺動部材 60 と第 2 係合部 30 b との係合によっても、フレーム部材 26 に固定されるようになる。そして、以下の折り畳み動作中、側面視において（側方から観察した場合）、ハンドル 50 の下方部分は、フレーム部材 26 と同一の動作を行うようになる。

20

30

【0035】

次に、遠隔操作装置 57 を操作することによって、フレーム部材 26 の後脚 24 に対する固定を解除する。具体的には、遠隔操作装置 57 によって操作部材 55 を動作させ、同時に、操作部材 55 を介してフレーム部材 26 上のロック解除部材 27 を動作させ、フレーム部材 26 の後脚 24 に対する固定を解除する。この状態で、第 2 位置に配置されたハンドル 50 をいったん後上方に引き上げ、その後、下方に押し下げる。この際、上述したように、フレーム部材 26 は、ハンドル 50 とともに動作する。これにより、連結ブラケット 34 が、後脚 24 に対し図 2 において時計回り方向に回動する。この操作にともなって、アームレスト 28 および側方連結部材 32 はフレーム部材 26 に対し図 2 において時計回り方向に回動する。このような操作により、側面視において（側方から観察した場合）において、ハンドル 50 が前脚との略平行な関係を保ちながら前脚 22 に接近するように移動し、前後方向におけるベビーカー 10（ベビーカー本体 20）の寸法が小型化される。

40

【0036】

また図 4 に示すように、以上のようにして、ベビーカー 10（ベビーカー本体 20）を前後方向へ折り畳むと、ハンドル 50 と前脚 22 とが略平行に保たれたまま、ハンドル 50 の配置位置が下げられるようになる。この結果、ベビーカー 10（ベビーカー本体 20）の前後方向における寸法だけでなく、ベビーカー 10（ベビーカー本体 20）の上下方向における寸法も小型化することができる。

50

【 0 0 3 7 】

なお、図示するベビーカーにおいては、上側連結バー 36、フットレスト 38 および後側連結バー 40 は、それぞれ、幅方向に沿って離間した一对のヒンジ 36a, 36b, 38a, 38b, 40a, 40b を有している（図 1 および図 5 参照）。同様に、ハンドル 50 も、幅方向に沿って離間した一对のヒンジ 50a, 50b を有している。さらに、背部枠 70 も、幅方向に沿って離間した一对のヒンジ 70a, 70b を有している。そして、図 5 に示すように、前後方向にベビーカー 10 を折り畳んだ場合、これらの部材 36, 38, 40, 50, 70 の一方のヒンジ 36a, 38a, 40a, 50a, 70a が概ね第 1 の軸 La 上に位置し、一方のヒンジ 36b, 38b, 40b, 50b, 70b が概ね第 2 の軸 Lb 上に位置するようになる。この結果、第 1 の軸 La および第 2 の軸 Lb をそれぞれ中心として、ベビーカー 10（ベビーカー本体 20）を折り畳むことができ、これにより、幅方向の寸法も小型化することができる。

10

【 0 0 3 8 】

一方、ベビーカー 10（ベビーカー本体 20）を折り畳み状態から展開するには、上述した折り畳み操作と逆の操作を行えばよい。

【 0 0 3 9 】

ところで、図 4 に示すように、ベビーカー本体 20 を前後方向に折り畳んだ状態において、仮に誤動作等により摺動部材 60 が係合位置から解除位置に移動すると、摺動部材 60 と第 2 係合部 30b との係合が解除され、ハンドル 50 はベビーカー本体 20 に対して揺動可能な状態となる。とりわけ本実施の形態では、ベビーカー本体 20 の展開状態においてハンドル 50 の規制突起 53 と接触し得る第 1 規制部材 31a は、図 4 に示すように、ベビーカー本体 20 を前後方向に折り畳んだ状態において、もはや、ハンドル揺動時における第 1 規制突起 53 の移動軌跡 T1 から大きく外れた位置に位置するようになる。したがって、仮に折り畳み状態にあるベビーカー本体に対してハンドル 50 が揺動可能になったとすると、ハンドル 50 は、図 4 に二点鎖線で示すように、第 1 規制突起 53 を越えて前脚側に完全に倒れてしまう位置まで揺動し得る。そして、この状態でベビーカー本体 20 が展開されると、ハンドル 50 を第 1 位置および第 2 位置まで戻すことができなくなる。

20

【 0 0 4 0 】

一方、本実施の形態では、この不具合を防止するため、図 6 によく示されているように、アームレスト 28 から幅方向外方に突出する突出部材 80 が設けられている。この突出部材 80 は、図 6 および図 7 に示すように、ハンドル 50 が第 2 位置に配置され且つベビーカー本体 20 が展開状態にある場合に、摺動部材 60 の係合位置（図 7 における実線の位置）と解除位置（図 7 における二点鎖線の位置）との間の摺動経路外に配置され、当該摺動部材 60 の係合位置と解除位置との間での移動を可能にするよう、構成および配置されている。その一方で、突出部材 80 は、ハンドル 50 が第 2 位置に配置され且つベビーカー本体 20 が折り畳み状態にある場合、摺動部材 60 の係合位置と解除位置との間の摺動経路内に配置され、摺動部材 60 の係合位置から解除位置への移動を規制するよう、構成および配置されている。すなわち、突出部材 80 は、摺動部材 60 の誤動作時にハンドル 50 およびその付属品等に当接することによってハンドル 50 の揺動を規制するのではなく、折り畳み時に摺動部材 60 の動作を規制することによって摺動部材 60 の誤動作自体を防止するようになっている。したがって、ハンドル 50 と他の部材（例えば、第 1 規制部材 31a）との接触ではなく、ハンドル 50 上に設けられた摺動部材 60 とベビーカー本体 20 に設けられた突出部材 80 との構造的な係合により、折り畳まれた状態にあるベビーカー本体 20 に対してハンドル 50 が揺動してしまうことをより確実に防止することができる。また、第 1 規制部材 31a および第 2 規制突起 31b はハンドル 50 自体に接触する必要は無く、第 1 規制部材 31a および第 2 規制突起 31b は、ベビーカー 10（ベビーカー本体 20）の展開時に、ハンドル 50 から幅方向内方に突出する規制突起 53 にさえ接触し得るようになっていれば十分である。したがって、第 1 規制部材 31a および第 2 規制突起 31b のベビーカー本体 20 からの幅方向外方への突出量を大きく確保

30

40

50

する必要はないので、ベビーカー 10 の全体的な美観を損なうこと、および、ハンドル 50 の揺動動作時にハンドル 50 (規制突起 53) と第 1 規制部材 31a との間に衣類等が挟まってしまふことを極めて効果的に抑制することもできる。

【0041】

また、本実施の形態によれば、突出部材 80 は、アームレスト 28 とフレーム部材 26 との回動中心を挟みアームレスト 28 の長手方向において前脚 22 および後脚 24 が接続されている側とは反対の側におけるアームレスト 28 上の位置に、設けられている。すなわち、アームレスト 28 は、その一端 (展開状態における後端) においてフレーム部材 26 に接続しているのではなく、フレーム部材 26 との接続点 (回動中心) の両側に延び出しており、フレーム部材 26 との接続点 (回動中心) を挟んで前脚 22 および後脚 24 が接続されている側とは反対の側に突出部材 80 を設けられている。具体的な構成として、図 6 によく示されているように、アームレスト 28 は、アームレスト 28 とフレーム部材 26 との回動軸線 (回動中心) 02 を越えて、前脚 22 および後脚 24 が接続されている側とは反対の側に延び出る延出部 29 を有しており、この延出部 29 に突出部材が突設されている。このような構成によれば、ハンドル 50 が第 2 位置に配置され且つベビーカー本体 20 が展開状態にある場合に、摺動部材 60 の摺動経路から大きくずれた位置に突出部材 80 を配置することができ、これにより、展開状態において、摺動部材 60 の操作を安定して容易に実施することができる。その一方で、図 7 に示すように、ハンドル 50 と固定されたフレーム部材 26 に対するアームレスト 50 の折り畳み動作時における回動によって、摺動部材 60 の摺動方向に当該摺動部材 60 と対面する位置に突出部材 80 を自動的に配置することが可能となる。

【0042】

さらに、本実施の形態によれば、図 6 によく示されているように、突出部材 80 は、ハンドル 50 が第 2 位置に配置され且つベビーカー本体 20 が折り畳み状態にある場合に、係合位置に位置する摺動部材 60 に対向する板状部 81 と、板状部 81 に接続され板状部 81 を補強するリブ部 82 と、を有している。このような突出部材 80 は、板状部 81 によって摺動部材 60 の移動を規制する機能を十分に発揮することができるとともに、リブ部 82 によって十分な剛性が付与されることによって、板状部 81 がより効果的に機能するようになり、摺動部材 60 が突出部材 80 を乗り越えて誤動作してしまうことをより確実に防止することができる。

【0043】

さらに、本実施の形態によれば、板状部 81 は、ハンドル 50 が第 2 位置に配置され且つベビーカー本体 20 が折り畳み状態にある場合における摺動部材 60 の摺動方向に略直交する方向に延び、リブ部 82 は、ハンドル 50 が第 2 位置に配置され且つベビーカー本体 20 が折り畳み状態にある場合における摺動部材 60 の摺動方向と略平行に延びている。このような突出部材 80 によれば、摺動部材 60 が突出部材 80 を乗り越えて誤動作してしまうことをさらに確実に防止することができる。

【0044】

なお、上述した実施の形態に関し、本発明の要旨の範囲内で種々の変更が可能である。以下、変更の一例について説明する。

【0045】

例えば、上述した実施の形態において説明したベビーカー 10 の全体構成は、単なる例に過ぎない。例えば、ベビーカー 10 が、図 4 に示すように前後方向に折り畳むことができるが、図 5 に示すように幅方向に折り畳むことができないように構成されていてもよい。

【符号の説明】

【0046】

- 10 ベビーカー
- 20 ベビーカー本体
- 22 前脚

10

20

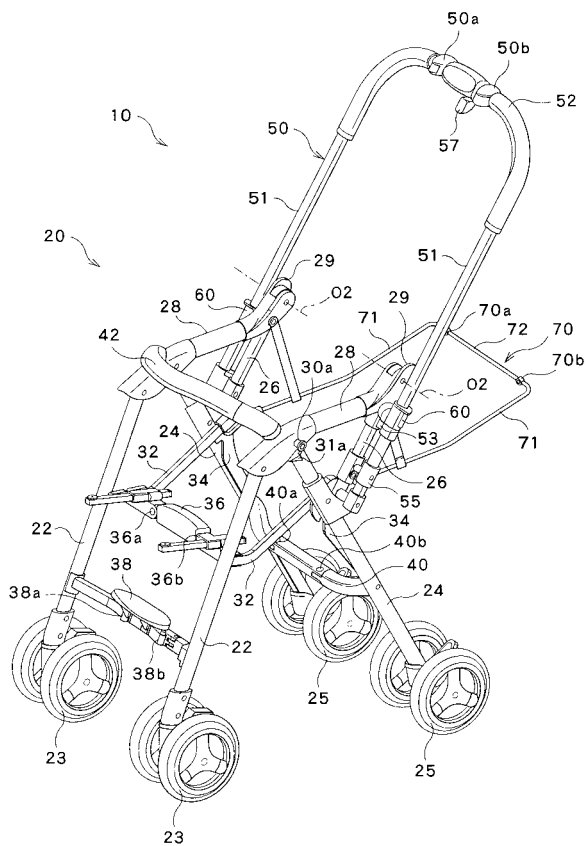
30

40

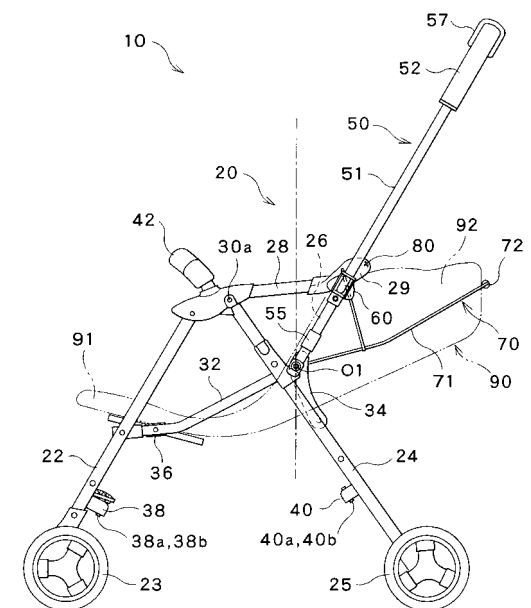
50

- 2 4 後脚
- 2 6 フレーム部材
- 2 8 アームレスト
- 2 9 延出部
- 3 0 a 突出部材 (第1突出部材)
- 3 0 b 突出部材 (第2突出部材)
- 3 1 a 規制部材 (第1規制部材)
- 3 1 b 規制部材 (第2規制部材)
- 5 0 ハンドル
- 5 1 直線部
- 5 2 中間部
- 5 3 規制突起
- 6 0 摺動部材
- 6 1 収容部
- 8 0 突出部材
- 8 1 板状部
- 8 2 リブ部

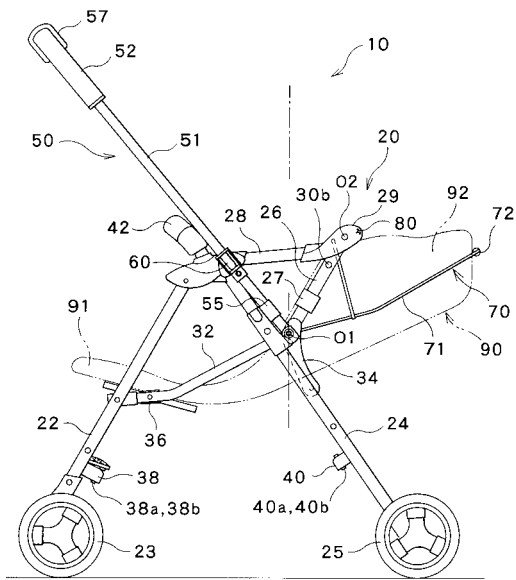
【図1】



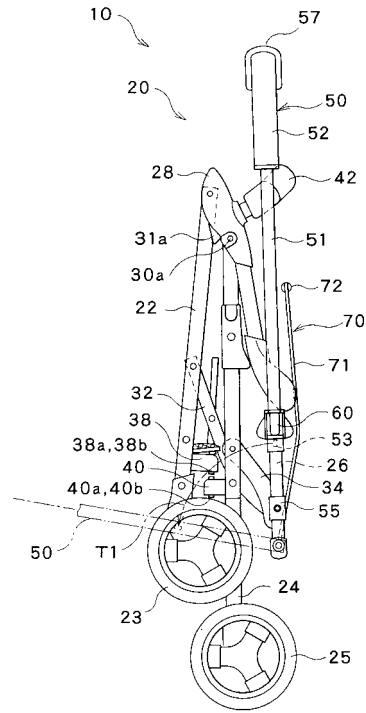
【図2】



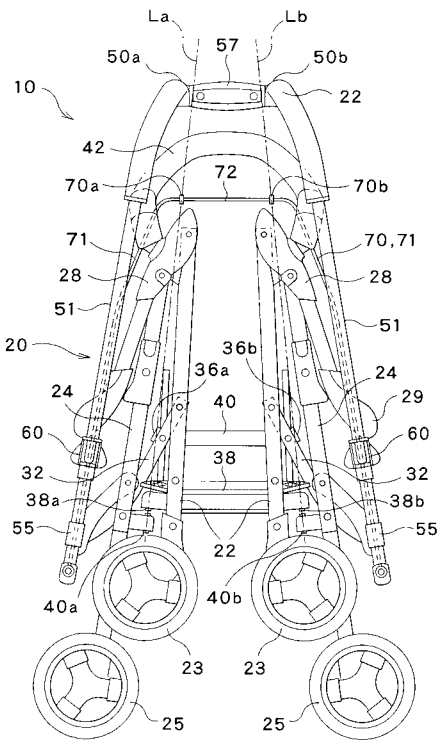
【図3】



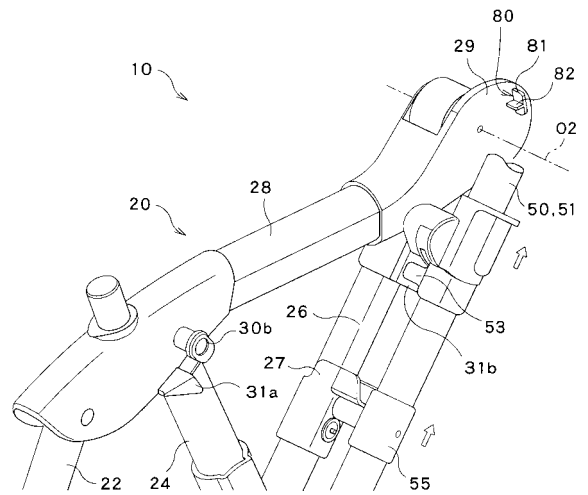
【図4】



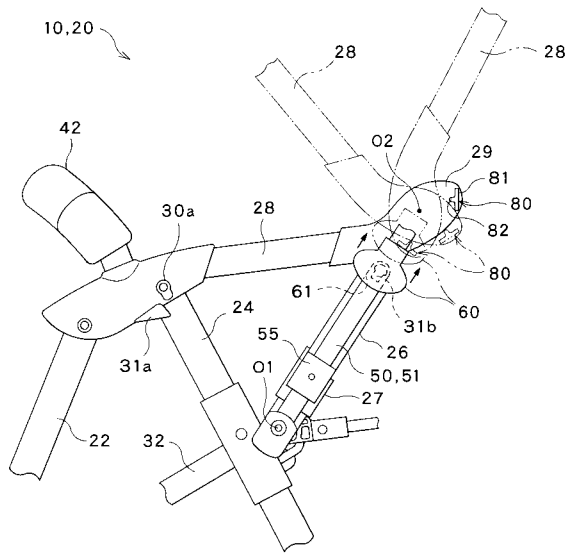
【図5】



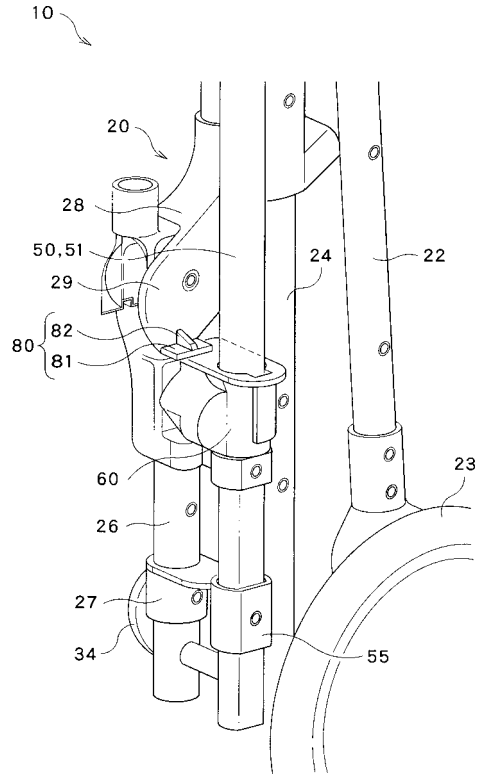
【図6】



【図7】



【図8】



フロントページの続き

(72)発明者 舟 倉 健 二

東京都台東区元浅草2丁目6番7号 コンビ株式会社内

審査官 谷治 和文

(56)参考文献 特開2008-254693(JP,A)

特開2007-099000(JP,A)

特開2004-216996(JP,A)

特開2009-12579(JP,A)

特開2008-149750(JP,A)

(58)調査した分野(Int.Cl., DB名)

B 6 2 B 7 / 0 8

B 6 2 B 9 / 2 0